

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
とる翌日)

目次

◇ 示 字の区域の変更(地方課)

- 同和問題に関する県民意識調査実施要領(同和対策課)
- 土地改良区の役員の就任(農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 林業改善資金貸付基準の一部改正(林務課)
- 保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

告 示

鳥取県告示第七百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による舟谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十年六月一日現在の地番による。)
大字江尾字舟谷 宝大寺	大字江尾字舟谷宝大寺のうち二七五の一部、二八六の一部、二八八の一部、二八九の一部、二九〇の二の一部、二九二の三の一部及びこれらと一体となす国有地並びに二九〇の二、二九〇の二と一体となす国有地の一部以外の区域
大字宮市字下舟 谷	大字宮市字下舟谷のうち六六三の二、六六四の一、六六四の二、六六五の一から六六五の三まで及びこれらと一体となす国有地以外の区域
大字宮市字舟谷 中切	大字宮市字舟谷中切のうち六七三の三、六七三の四、六八四の二、六八五の二及びこれらと一体となす国有地並びに六七二、六八四の一、六八五の一と一体となす国有地の一部以外の区域
大字宮市字舟谷 堂ノ後	大字宮市字舟谷堂ノ後のうち七八五の一部及びこれと一体となす国有地並びに七八四の三、七八四の四、七八五、七八七と一体となす国有地の一部以外の区域

<p>大字宮市字舟谷 細越</p>	<p>大字宮市字舟谷 油免</p>	<p>大字宮市字舟谷 藤助坂下</p>
<p>大字江尾字舟谷宝大寺二七五の一部、二八六の一の一部、二八八の一部、二八九の一部、二九〇の一の一部、二九二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九〇の一、二九〇の二と一体をなす国有地の一部 大字宮市字下舟谷六六三の二、六六四の一、六六四の二、六六五の一から六六五の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字舟谷油免八一四の一の一部、八二一の三の一部、八二二の四の一部、八二四の一から八二四の三までの一部、八二五の四の一部、八二五の六の一部、八二六の一から八二六の三まで、八二七、八二八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮市字舟谷中切六七三の三の一部及び六七二と一体をなす国有地の一部 大字宮市字舟谷藤助坂下七九六の二の一部、七九七の二の一部、七九七の三の一部、七九八の一部、八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字舟谷油免のうち八一四の一の一部、八二一の三の一部、八二一の四の一部、八二四の一から八二四の三までの一部、八二五の一の一部、八二五の二、八二五の三の一部、八二五の四の一部、八二五の六の一部、八二六の一から八二六の三まで、八二七、八二八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮市字舟谷中切六七三の三の一部、六七三の四、六八四の二、六八五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六八四の一、六八五の一と一体をなす国有地の一部 大字宮市字舟谷堂ノ後七八五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七八四の三、七八四の四、七八五、七八七と一体をなす国有地の一部 大字宮市字舟谷藤助坂下のうち七九六の二の一部、七九七の二の一部、七九七の三の一部、七九八の一部、八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字舟谷油免八一四の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、同和問題に関する県民意識調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。</p> <p>昭和六十三年七月二十九日</p> <p>鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝</p> <p>一 調査目的 この調査は、県民の同和問題に関する意識を把握し、今後の県民啓発の方向を見極め、効果的な啓発活動の実施に資するための基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>大字宮市字舟谷 坂下タ</p> <p>八二五の一の一部、八二五の二、八二五の三の一部、八二五の四の一部、八二五の六の一部、八二六の一から八二六の三まで、八二七、八二八及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宮市字舟谷細越の全域 大字宮市字舟谷坂下タ八五二、八五三及びこれらと一体をなす国有地並びに八五四と一体をなす国有地の一部 大字宮市字舟谷坂下タのうち八五二、八五三及びこれらと一体をなす国有地並びに八五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
--	--

二 調査対象者

市町村選挙人名簿から無作為抽出法により抽出した県内に居住する有権者三、三〇〇人を調査対象者とする。

三 調査事項

- 1 暮らしや社会についての考え方
- 2 結婚に対する考え方
- 3 同和地区の認知等
- 4 同和問題や部落差別についての見方や考え方
- 5 同和对策審議会答申の認知等
- 6 同和对策事業に対する考え方
- 7 啓発活動との接触度
- 8 啓発活動との媒体別接触度
- 9 同和教育の学習状況
- 10 同和教育に対する考え方
- 11 今後の啓発活動に対する意見
- 12 同和問題や人権問題について勉強したいこと。
- 13 差別発言に対する考え方
- 14 同和地区や同和問題についての考え方
- 15 同和問題解決の方法

四 調査方法

郵送で行うものとする。

五 調査期間

昭和六十三年八月一日から同月三十一日まで

六 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第七百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

就任した役員の氏名及び住所

理事	壹 岐 一 二	八頭郡河原町大字中井二三五
〃	露 木 吉 平	〃 〃 〃 大字湯谷七六
〃	坂 本 孝 行	〃 〃 〃 大字牛戸八六
〃	田 中 久 美 雄	〃 〃 〃 大字中井二九一
〃	前 田 稔	〃 〃 〃 二三八
〃	田 中 劭	〃 〃 〃 一〇三十四
〃	前 田 吉 久	〃 〃 〃 大字本鹿二八二
〃	澤 田 英 司	〃 〃 〃 九二
〃	田 渕 愿	〃 〃 〃 一五
〃	坂 本 薫	〃 〃 〃 大字牛戸一四四
〃	谷 口 稔	〃 〃 〃 大字天神原五八〇
〃	倉 信 洋 二	〃 〃 〃 四一六

田 中 積	大字湯谷一五七
田 中 稔	大字小畑八五
谷 口 愛一郎	一五九
田 中 岩 男	大字中井三二二
田 淵 照 国	大字本鹿五八
谷 口 秀	大字小畑一六三

昭和六十三年七月十四日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第七百五号

江府町が行う土地改良事業に係る俣野(奥田)地区の換地計画の認可申請については、審査した結果選当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年七月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

江府町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る舟谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

鳥取県告示第七百七号

林業改善資金貸付基準(昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号)の一部を次のように改正し、昭和六十三年七月二十九日から施行する。

昭和六十三年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

第一の表第一号の項貸付内容の欄中「一団地」を「森林法(昭和二十六

年法律二百四十九号)第十条の八に基づきたてられた森林整備計画に従い間伐を実施するのに必要な費用又は当該計画に係る区域以外の区域における「団地」に改め、同表第四号の項貸付内容の欄「行」中「行う集材機」の下に「、タワー若しくはアウトリガーを装備すること等により集材架線の架設及び撤去若しくは装置の移動に機動性を有する集材機」を加える。

鳥取県告示第七百八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法(昭和二十六年法律二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字爪尻一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅